



佐賀県公報

平成20年
4月15日
(火曜日)
第13042号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

○家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病検査の実施

(一九九・畜産課)

○堤防と道路との兼用工作物の管理協定

(二〇〇・河川砂防課)

選挙管理委員会事項

○選挙管理委員会の招集

(告示・一五) 二

○告示

◎佐賀県告示第百九十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり検査を実施する。

平成二十年四月十五日

佐賀県知事 古川 康

一 検査の目的

牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病、馬伝染性貧血、鶏の家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)の発生予防並びにブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予防のため

二 実施する区域

県内全域(牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病の検査については、家畜保健衛生所長が指定した市町又は指定する区域)

三 実施の期日

平成二十年五月七日から平成二十一年三月三十一日までの間(一に掲げる発生予防のための検査については、六月下旬、八月中旬、九月下旬及び十一月中旬)において、家畜保健衛生所長が指定する日
四 検査の別、実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに検査の方法

検査の別	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	検査の方法
ブルセラ病検査	乳用雌牛及び種雄牛並びにこれらの牛と同居している牛(生後九十日未満のもの及び家畜保健衛生所長が認めたまものを除く。)	血清学的検査(急速凝集反応法、試験管凝集反応法及び補体結合反応法)、疫学的検査及び臨床検査
結核病検査	"	ツベルクリン皮内反応法、疫学的検査及び臨床検査
ヨーネ病	"	酵素免疫測定法、皮内反応法、疫学的検査及び臨床検査
馬伝染性貧血検査	競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)による競馬に出場する目的で飼育している馬及び家畜保健衛生所長が必要と認めたま	血清学的検査(寒天ゲル内沈降反応法)、疫学的検査及び臨床検査
家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)検査	種鶏業者が飼育している種鶏	血清学的検査(急速凝集反応法)、細菌学的検査及び臨床検査
ブルータング検査	未越夏牛で家畜保健衛生所長が必要と認めたまもの	臨床検査及び血清学的検査(寒天ゲル内沈降反応法)
アカバネ病検査	"	臨床検査及び血清学的検査(中和試験)
チュウザン病検査	"	"
アイノウイルス感染症検査	"	"
イバラキ病検査	"	"
牛流行熱検査	"	"

五 その他

実施の日程その他検査の詳細については、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長から市町長を通じ、検査の対象となる家畜の所有者又は管理者に通知する。

●佐賀県告示第二〇二号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定に基づき公示する。

その関係図書は、伊万里土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年四月十五日

佐賀県知事 古 川 康

一 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置及び管轄土木事務所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管轄土木事務所
伊万里川水系白野川	右岸堤防	伊万里市大坪町字白野甲二六三六番二地先から伊万里市大坪町字白野甲二六九二番五地先まで	伊万里土木事務所

二 管理を行う者の氏名及び住所

氏名 道路管理者 伊万里市長 塚部芳和

住所 伊万里市立花町一三五五番地一

三 管理の内容

(一) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(二) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについての維持

(三) 原則として道路占用施設に係る災害復旧
四 管理の期間
平成二十年四月十五日から道路の存続する日まで

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第十五号

選挙管理委員会を次のとおり招集する。
平成二十年四月十五日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 日時 平成二十年四月十六日 午後二時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

(一) 市町選挙の結果について

(二) その他

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年四月十五日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社